

令和8年5月

特定金属くず買受業ガイド



<福岡県警察本部 生活保安課>

目 次

| | | |
|----|---|----|
| 第1 | 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律 (特定金属くず買受業に係る措置) について | 1 |
| 1 | 法の目的 | 1 |
| 2 | 特定金属くず買受業の概要 | 1 |
| 第2 | 各種手続 | 2 |
| 1 | 営業開始届 | 2 |
| 2 | 届出事項変更届 | 3 |
| 3 | 廃止届 | 3 |
| 4 | 届出の特例 | 3 |
| 第3 | 特定金属くず買受業を営む者の義務 | 4 |
| 1 | 氏名等の表示について | 4 |
| 2 | 本人確認及びその記録の作成 | 5 |
| | (1) 自然人から特定金属くずを買い受ける場合 | 5 |
| | (2) 法人から特定金属くずを買い受ける場合 | 5 |
| | (3) 本人確認が不要な場合 | 6 |
| | (4) 本人確認記録の作成・保存 | 7 |
| 3 | 取引記録の作成 | 8 |
| 4 | 警察官への申告 | 8 |
| 第4 | 立入検査 | 9 |
| | (参考) 罰則一覧 | 10 |
| | 本人確認記録及び取引記録の作成例 | 11 |

第1 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（特定金属くず買受業に係る措置）について

1 法の目的

令和7年6月、太陽光発電設備からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗が増加し、国民経済に大きな影響が及んでいること等を踏まえ、特定金属製物品の窃取の防止に資するため、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律が制定されました。

この法律では、窃盗犯人による盗品の換金（盗難特定金属製物品の処分）を困難にさせるため、特定金属くず買受業を営む事業者には、買受けの相手方の氏名等の確認を義務付ける等の措置を講じています。

2 特定金属くず買受業の概要

○ 特定金属くず買受業の届出

特定金属くずとは、主に銅で構成されている金属くずをいいます。

例えば、壊れた室外機、切断された金属ケーブル等が該当します。

このような物品の買受けを行う営業を営む場合は、都道府県公安委員会に届出が必要となります。

また、届け出た事項について変更があった場合は、届出事項変更届出書の提出が必要となります。

○ 届出の単位

届出は営業主体である個人や法人が、それぞれの営業所ごとに届出をする必要があります。営業を他者に譲渡や継承することはできません（個人事業主が法人化する場合も同様です。）。

また、届出の名義を他者に貸す行為は処罰の対象となります。

○ 特定金属くず買受業を営む者に課される義務

特定金属くず買受業を営む事業者には、買受けの相手方本人確認や取引記録の作成等の義務が課されることとなります。

これらの義務に違反した場合は、行政処分の対象となります。

第2 各種手続

1 営業開始届

特定金属くず買受業を営もうとする場合は、営業開始届出書を営業開始の前日までに、営業所を管轄する警察署に届け出る必要があります。

提出の際に必要な添付書類は以下のとおりとなります。

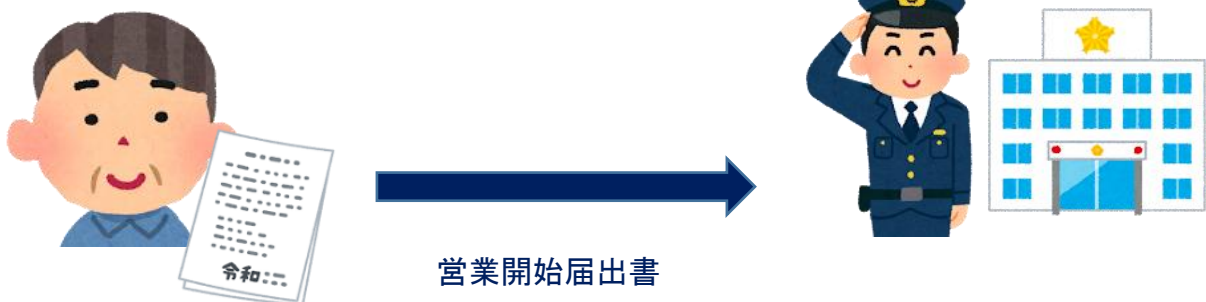
【個人の場合】

- 営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図並びにそれらの周囲の略図
- 住民票の写し（日本人である場合は本籍、外国人である場合は国籍等が記載されたもの）

【法人の場合】

- 営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図並びにそれらの周囲の略図
- 代表者の住民票の写し（日本人である場合は本籍、外国人である場合は国籍等が記載されたもの）
- 定款の謄本
- 登記事項証明書

特定金属くず買受業を営もうとする場合



営業所を管轄する警察署へ提出する必要がある

2 届出事項変更届

営業開始届出書の記載事項に変更が生じた場合には、届出事項変更届出書を変更の日から14日（登記事項証明書を添付する届出の場合は20日）以内に、届け出る必要があります。

【変更届出を要する事項】

- ① 個人の氏名、住所
- ② 法人の名称、所在地
- ③ 法人代表者の氏名
- ④ 営業所の名称
- ⑤ 営業所の電話番号、電子メールアドレス等の連絡先
- ⑥ 特定金属くずの保管場所の所在地

**変更の日から
14日(20日)
以内に届出!**

※ 必要な添付書類は、営業開始届出の際に提出したもののうち、変更事項に係るものを準備する必要があります。

《注意！！》

営業所の所在地を変更する場合は、変更届ではなく、新たに当該営業所の所在地を管轄する警察署に営業開始届出書を提出する必要があります。

3 廃止届

特定金属くず買受業を廃止するときは、営業廃止届出書を廃止の日から14日以内に、営業所の所在地を管轄する警察署に届け出る必要があります。

4 届出の特例（添付書類が省略できる場合又はまとめて提出できる場合）

原則は上記のとおりですが、同一の公安委員会に届出をする場合は、以下の状況で特例が認められています。

【ケース1】

既にA警察署に営業開始届出書を提出して、特定金属くず買受業を営んでいる事業者が、新たにB警察署管内で特定金属くず買受業を営もうとする場合、B警察署に提出する当該届出の添付書類は「営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図並びにそれらの周囲の略図」のみで足りります。

【ケース2】

複数の営業所について、同時に届出書（営業開始届、届出事項変更届、廃止届）を提出しようとする場合は、それらの営業所のうちいずれかの営業所を管轄する警察署に対してまとめて提出することができます。

まとめて提出する際に、内容が同一のものとなる添付書類については、1通を添付すれば足りります。

第3 特定金属くず買受業を営む者の義務

1 氏名等の表示について

○ 氏名等の表示

届出後は、営業所の入口等の通行する人々にとって見えやすい場所に明瞭かつ読みやすい大きさで

- ① 氏名又は名称
- ② 届出をした公安委員会
- ③ 届出番号

を表示する必要があります。

以下の様式が、標準の様式となりますが、法令に規定されている事項が網羅されていれば、必ずしもこの様式による必要はありません。

| | |
|---------------------|-------|
| 開始届出書を提出した 公安委員会 | 公安委員会 |
| 届出番号等 | 第 号 |
| 氏名又は名称 | |
| 営業所の名称 | |

○ ウェブサイトへの表示

営業者のウェブサイトのトップページ等消費者の目につきやすい箇所に上記

①～③を明瞭に表示する必要があります。

ただし

従業者数が5人以下の場合

ウェブサイトを持っていない場合

は、表示義務が免除されます。



2 本人確認及びその記録の作成

特定金属くずの買受けを行おうとするときは、法令に定める方法により、買受けの相手方の氏名、住居、生年月日等（以下「本人特定事項」という。）の確認を行わなければなりません。

(1) 自然人から特定金属くずを買い受ける場合

- 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法
- 非対面取引において本人確認書類の写真＋顔写真の送信を受ける方法
- 非対面取引において本人確認書類のICチップ情報の送信＋顔写真の送信を受ける方法があります。



(2) 法人から特定金属くずを買い受ける場合

法人から買い受ける場合は、

取引の任に当たっている自然人について(1)に示した方法等で確認することに加え

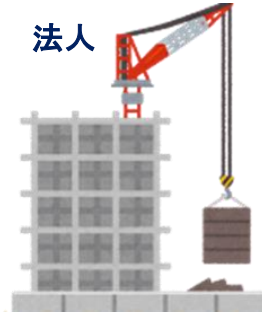
以下の方法で法人の本人確認を行う必要があります。

- 登記事項証明書や印鑑登録証明書の提示を受ける方法
- 申告（法人の名称・本店の事務所の所在地）＋登記情報の送信を受ける方法（＋転送不要郵便（非対面取引の場合のみ））
- 申告（法人の名称・本店の事務所の所在地）＋国税庁法人番号公表サイトで法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法（＋転送不要郵便（非対面取引の場合のみ））
- 登記事項証明書や印鑑登録証明書の送付＋転送不要郵便

取引の任に当たっている自然人



法人



取引の任に当たっている自然人と法人の両方の本人確認が必要

※ 上記は、あくまで一例であり、法令にはその他の本人確認方法が記載されています。

(3) 本人確認が不要な場合

以下の場合において、本人確認は不要となります。

- 買受けの相手方との2回目以降の取引で、当該代金の支払をその者の口座に振込により行う場合



- 特定金属くず買受け業を営む者が特定金属くずを自ら輸入する場合



(4) 本人確認記録の作成・保存

本人確認を行った場合は、直ちにそれらの記録（本人確認記録）を作成する必要があります。記録が必要な事項は以下のとおりとなります。

【本人確認記録の記録事項】

- 本人確認を行った者の氏名
- 本人確認記録の作成者の氏名
- 本人確認書類等の提示を受けた場合は、受けた日付
 - ※ 本人確認書類等の写しの送付を受けた場合は、その送付を受けた日など本人確認方法に応じた日付の記録が必要です。
- 本人特定事項の確認を行った方法
- 本人特定事項の確認のために本人確認書類等の提示を受けたときは、当該本人確認書類等の名称、記号番号等
- 法人の本店以外の営業所を拠点とした本人確認を実施した場合には、営業所の名称、所在地、それらを疎明する本人確認書類等の名称、記号番号等
- 買受けの相手方の本人特定事項
- 取引の任に当たっている自然人の本人特定事項
- 買受けの相手方が取引に異名を用いるときは、当該名義並びに異名を用いる理由
- 本邦内に住居を有しない外国人（国家公安委員会規則で定めるもの）は旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項

※ 添付資料を本人確認記録に添付する場合で、上記の事項が添付書類に記載がある場合は、本人確認記録に改めて記載する必要はありません。

これらに加えて、提示等を受けた本人確認書類の写し等の添付が必要です。本人確認記録は、文書又は電磁的記録（紙媒体による保存でも PC 等に保存することも可能）で、3年間保存しなければなりません。



3 取引記録の作成

特定金属くずの買受けを行った場合は、直ちに取引記録を作成する必要があります。

取引記録の記録事項

- ・ 買受けの相手方の氏名又は名称
- ・ 買受けの日付及び時刻
- ・ 買い受けた特定金属くずの特徴
- ・ 買い受けた特定金属くずの量、価格
- ・ 代金の支払方法
- ・ 代金の支払を買受けの相手方の口座振込により行ったときは、口座番号や銀行名等の口座を特定できる事項

取引記録は、文書又は電磁的記録（紙媒体による保存でも PC 等に保存することも可能）で、3年間保存しなければなりません。

巻末に具体的な事例に基づいた作成例を掲載していますので、参考にしてください。

4 警察官への申告

特定金属くず買受業を営む者は、取引の態様その他の事実を照らして、買受けに係る特定金属くずが盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければなりません。

盗品の疑いが認められるチェックポイントとして

- 公安委員会から提供された被害情報と、物品や量が一致する場合
- これまで取引をしたことがない個人が一度に大量の特定金属くずを持参した場合
- 本人確認書類に不自然な点がある場合

等が挙げられます。

第4 立入検査

警察職員は、営業時間中に営業所や特定金属くずの保管場所に立ち入り、特定金属くずや本人確認記録等の書類等を検査し、関係者に質問することができます。

立入検査の結果、本ガイド「第2から第3」で紹介した各種義務等が適正に履行されていないことが判明した場合や、立入検査を拒否、妨害又は忌避したときは、行政処分や処罰の対象となることがありますので、法令に基づいた適正な業務と、立入検査への協力をお願いします。

主な法令違反行為

- 無届営業
- 名義貸し
- 本人確認義務違反
- 本人確認記録作成義務違反
- 本人確認記録保存義務違反
- 取引記録作成義務違反
- 取引記録保存義務違反 等

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律違反罰則一覧表

| 違反条文 | 項目 | 適用罰条 | 内容 | 備考 | |
|---------|----------------------|---------|---------------------------|-----|-----|
| 第3条第1項 | 無届営業 | 第23条第1号 | 6ヶ月以下の拘禁刑 又は100万円以下の罰金 | 併科有 | 両罰有 |
| 第3条第1項 | 開始届出書等虚偽記載 | 第24条第1号 | 30万円以下の罰金 | | 両罰有 |
| 第3条第2項 | 変更・廃止届出義務違反、届出書等虚偽記載 | 第24条第2号 | 30万円以下の罰金 | | 両罰有 |
| 第6条 | 名義貸し | 第23条第2号 | 6ヶ月以下の拘禁刑 又は100万円以下の罰金 | 併科有 | 両罰有 |
| 第12条 | 営業停止命令違反 | 第21条 | 1年以下の拘禁刑 又は100万円以下の罰金 | 併科有 | 両罰有 |
| 第13条第1項 | 報告義務違反・立入検査等の拒否等 | 第24条第3号 | 30万円以下の罰金 | | 両罰有 |
| 第15条 | 指定金属切断用具の隠匿携帯の禁止 | 第22条 | 1年以下の拘禁刑 又は50万円以下の罰金 | | |

本人確認記録及び取引記録の作成例

<凡例>

法・・・盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）

規則・・・盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号）

※ ここに示す事例は、あくまで例であり、法令には他の方法も記載されています。

事例 1

令和 8 年 6 月 1 日午後 1 時 3 0 分、金属くず買受業を営んでいる金属太郎さんは、「壊れた室外機 3 台」を持参した福岡太郎さんから、同品の買受けを行うことにし、福岡太郎さんの運転免許証の提示を受け本人確認を行いました。当該取引について作成すべき本人確認記録及び取引記録の例は以下の通りとなります。

| | | | | | | |
|----------------|----------|---------------------|------|----------------------|---------------------------------------|--|
| 本人 確認 記録 | 記録 事項 | 本人確認を行った者の氏名 | | 金属太郎 | 添付資料に記載がある事項は、本人確認記録に改めて記載する必要はありません。 | |
| | | 記録作成者の氏名 | | 金属太郎 | | |
| | | 本人特定事項 | 氏名 | 福岡太郎 | | |
| | | | 住居 | ●●市●● | | |
| | | | 生年月日 | 昭和●年●月●日 | | |
| | | 確認を行った日付 | | 令和8年6月1日 | | |
| | | 確認の方法 | | 運転免許証の提示を受ける | | |
| | | 提示を受けた書類の名称 記号番号 | | 運転免許証、番号000000000000 | | |
| 添付する資料 | | (運転免許証の写し) | | | | |

| | | | |
|----------|------------|----------------------------|---|
| 取引 記録 | 買受けの相手方の氏名 | 福岡太郎 | 過去に確認済みの相手で、口座振込を行うことで本人確認を省略した（規則第 6 条第 1 項第 1 号適用）場合は、その口座番号も記録する必要があります。 |
| | 買受の日付及び時刻 | 令和 8 年 6 月 1 日午後 1 時 3 0 分 | |
| | 特手金属の量 | 3 台、●キログラム等 | |
| | 特定金属の特徴 | 室外機（メーカー、型番、色等を記載） | |
| | 特定金属の価格 | ●●円 | |
| | 代金の支払方法 | 現金、銀行振込など | |

※ 根拠法令は以下の通りです。

- ① 本人確認について、法第 7 条・規則第 4 条第 1 項第 1 号イ
- ② 本人確認記録の作成について、法第 8 条・規則第 7 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 8 条
- ③ 取引記録の作成について、法第 9 条・規則第 1 0 条

事例2

令和8年6月1日午後1時30分、金属くず買受業を営んでいる金属太郎さんは、「銅ケーブル30キログラム」を持参した「株式会社B興業」の取引担当者である福岡太郎さんから、同品の買受けを行うことにし、福岡太郎さんの運転免許証の提示を受け本人確認を行いました。さらに同人から「株式会社B興業」の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けた上で、国税庁法人番号公表サイトで申告内容を確認しました。作成すべき本人確認記録及び取引記録の例は以下の通りとなります。

| | | | | | |
|-----------------|------|---------------------|------------|-------------------------|---------------------------------------|
| 本人確認記録 (法人) | 記録事項 | 本人確認を行った者の氏名 | | 金属太郎 | 添付資料に記載がある事項は、本人確認記録に改めて記載する必要はありません。 |
| | | 記録作成者の氏名 | | 金属太郎 | |
| | | 本人特定事項 | 名称 | 株式会社B興業 | |
| | | | 所在地 | ●●市●● | |
| | | 情報の送信を受けた日付 | | 令和8年6月1日 | |
| | | 確認の方法 | | 国税庁法人番号公表サイトで確認 | |
| 確認書類の名称、記号番号 | | 法人番号：0000000000 | | | |
| 添付する資料 | | | | | |
| 本人確認記録 (担当者) | 記録事項 | 本人特定事項 | 氏名 | 福岡太郎 | |
| | | | 住居 | ●●市●● | |
| | | | 生年月日 | 昭和●年●月●日 | |
| | | 確認を行った日付 | | 令和8年6月1日 | |
| | | 確認の方法 | | 運転免許証の提示を受ける | |
| | | 提示を受けた書類の名称 記号番号 | | 運転免許証 番号000000000000 | |
| 添付する資料 | | | (運転免許証の写し) | | |

| | | | |
|------|------------|-----------------|---|
| 取引記録 | 買受けの相手方の氏名 | 福岡太郎 | 過去に確認済みの相手で、口座振込を行うことで本人確認を省略した(規則第6条第1項第1号適用)場合は、その口座番号も記録する必要があります。 |
| | 買受の日付及び時刻 | 令和8年6月1日午後1時30分 | |
| | 特手金属の量 | 銅ケーブル30キログラム | |
| | 特定金属の特徴 | 長さ●メートルの銅ケーブル●本 | |
| | 特定金属の価格 | ●●円 | |
| | 代金の支払方法 | 現金、銀行振込など | |

※ 法人に本人確認等に関する根拠法令は以下の通りです。(取引担当者の本人確認、取引記録については前頁参照)

- ① 本人確認について、法第7条・規則第4条第1項第3号ハ
- ② 本人確認記録の作成について、法第8条・規則第7条第1項第1号、第2号リ、第8条

事例3

令和8年6月1日午後1時30分、金属くず買受業を営んでいる金属太郎さんは「銅ケーブル30キログラム」を保有する福岡太郎さんから同品を買い受けるため「株式会社C産業」に回収と搬送を委託し、同品を受け取りました。この際、金属太郎さんは、福岡太郎さんの本人確認のため、運転免許証の画像情報の送信と容貌の画像情報の送信を受け、本人確認を行いました。作成すべき本人確認記録及び取引記録の例は以下の通りとなります。

※ 委託は可能ですが、代金の授受も行う場合は、その場で本人確認が必須です。一方で代金の授受を行わない委託であれば、代金授受を行うときまでに本人確認を行えば問題ありません。

| | | | | | |
|---------------------|----------------------|----------------------------|----------|---------------------------------------|--|
| 本人 確認 記録 | 本人確認を行った者の氏名 | 金属太郎 | | 添付資料に記載がある事項は、本人確認記録に改めて記載する必要はありません。 | |
| | 記録作成者の氏名 | 金属太郎 | | | |
| | 本人特定事項 | 氏名 | 福岡太郎 | | |
| | | 住居 | ●●市●● | | |
| | | 生年月日 | 昭和●年●月●日 | | |
| | 確認を行った日付 | 令和8年6月1日 | | | |
| | 確認の方法 | 運転免許証の写真と顔貌画像を当社本人確認ソフトで確認 | | | |
| 提示を受けた書類の名称 記号番号 | 運転免許証、番号000000000000 | | | | |
| 添付する資料 | (運転免許証の写し) | | | | |

| | | | |
|----------|------------|-----------------|---|
| 取引 記録 | 買受けの相手方の氏名 | 福岡太郎 | 過去に確認済みの相手で、口座振込を行うことで本人確認を省略した（規則第6条第1項第1号適用）場合は、その口座番号も記録する必要があります。 |
| | 買受の日付及び時刻 | 令和8年6月1日午後1時30分 | |
| | 特定金属の量 | 銅ケーブル30キログラム | |
| | 特定金属の特徴 | 長さ●メートルの銅ケーブル●本 | |
| | 特定金属の価格 | ●●円 | |
| | 代金の支払方法 | 現金、銀行振込など | |

※ 根拠法令は以下の通りです。

- ① 本人確認について、法第7条・規則第4条第1項第1号ロ
- ② 本人確認記録の作成について、法第8条・規則第7条第1項第1号、第2号ロ、第8条
- ③ 取引記録について、法第9条・規則第10条

※ 本資料は、作成時点での法令等に基づき作成しています。
法令改正等により内容が変更される場合がありますので、最新の情報は、官報や県警のホームページ等をご確認ください。